 おひめ 農業委員会だより	令和6年2月
	第85号
	編集・発行 青梅市農業委員会 農政部会
	青梅市東青梅1-11-1 電話(0428)22-1111 内線:2349



農業委員会で田植えを行った藤橋2丁目の水田において、10月14日、市内在住の親子を対象に、親子農業体験会（稲刈り）を開催しました。体験会は、農業委員会と西東京農業協同組合（JA西東京）の食農教育応援事業の一環として共催で実施しました。

当日は農業委員会により鎌の扱いや稲の刈り方の指導を行いました。参加者は一人ずつ手渡された鎌で稲刈りを行い、刈った稲を束にまとめて「はざ」に掛けていきました。

参加者の方々からは「楽しかった」「次回も参加したい」との感想をいただき、有意義な体験会となりました。後日、農業委員会による脱穀作業を実施したところ、161kgの量を収穫することができました。収穫したお米は精米後、参加者へ5kgずつ配付するとともに、食育事業の一環としてフードバンクへの寄付を行いました。

直売会、農業祭、各地区共進会が開催されました！

市内農業者団体による直売会が、10月29日と11月15日に青梅市役所で開催されました。10月29日は産業観光まつりと併せて開催され、白菜、キャベツ、里芋、花卉など合計で400点以上の出品がありました。また、12月20日には市内の新規就農者グループ主催の直売会が開催され、スーパーではあまり見かけない珍しい野菜が販売されました。

一方、JA西東京主催による、JA西東京かすみ地区農業祭が11月23日にかすみ直売センターにて開催され、市内の農産物等の販売が行われ大盛況を収めました。

また、各地区の農産物共進会も開催され、それぞれ農産物および園芸作品の審査が行われ、優れた出品物には特別賞が贈られました。



11月23日	11月19日	11月18日	11月5日	11月5日	実施日	各地区共進会 青梅市長賞
<ul style="list-style-type: none"> JA西東京農産物共進会 寄せ植え ヤマイモ 新宮 玉恵 土方 孝三 	<ul style="list-style-type: none"> 成木地区文化祭 ダイコン 農産物共進会 川口 悠 	<ul style="list-style-type: none"> 小曾木地区農業祭 キウイフルーツ 農産物共進会 島田 誠 	<ul style="list-style-type: none"> 梅郷地区総合文化祭 ゴボウ 農産物共進会 青木 茂 	<ul style="list-style-type: none"> 三田地区総合文化祭 ネギ 農産物共進会 福島 正文 	内容および受賞者(敬称略)	

11月23日	11月19日	11月18日	11月5日	11月5日	実施日	各地区共進会 農業委員会長賞
<ul style="list-style-type: none"> JA西東京農産物共進会 寄せ植え ハクサイ 関口 美代子 深澤 司 	<ul style="list-style-type: none"> 成木地区文化祭 ネギ 農産物共進会 中村 功 	<ul style="list-style-type: none"> 小曾木地区農業祭 キャベツ 農産物共進会 大越 文男 	<ul style="list-style-type: none"> 梅郷地区総合文化祭 柚子 農産物共進会 橋本 晃 	<ul style="list-style-type: none"> 三田地区総合文化祭 ヤマイモ 農産物共進会 高名 都雄 	内容および受賞者(敬称略)	

獣害対策(アライグマとハクビシン)について ～西多摩農業改良普及センターより～

1. 都内の獣害発生状況

都内の野生獣による農作物被害は増加傾向にあり、中でも中型獣による被害が大きな割合を占めています。青梅市内でも市街地、中山間地を問わず発生が報告されているため、今回は代表的な中型害獣であるアライグマとハクビシンの対策について紹介します。

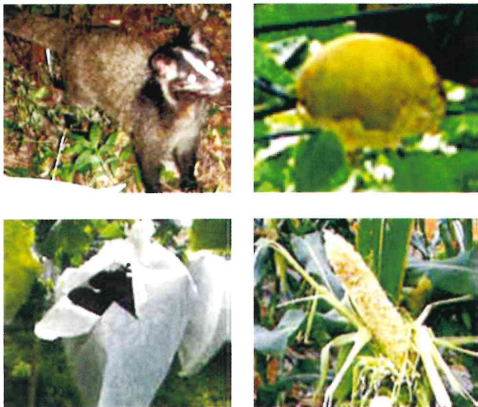
2. アライグマとハクビシンによる農作物の被害

① アライグマ

アライグマは、アライグマ科で体長(頭胴長)42～60cm、体重4～10kg、雑食性で主に野菜などを食べます。尾に縞模様があり、凶暴な性質と器用な5本指の前足を持ち、被害後には爪あとが目立ちます。都内では、トマト、スイートコーン等の被害が見られます。前足の爪で穴をあけてスイカの中身だけ食べたり、ブドウの袋を引き裂いたり、スイートコーンでは茎をなぎ倒して皮を剥き裏側まで食害します(右写真参照)。



② ハクビシン



ハクビシンは、ジャコウネコ科で体長(頭胴長)50～65cm、体重3～4kg、雑食性で主に果物などを食べます。直径1mm以下の針金の上も歩いて渡れるバランスの良さで、柵を巡らした畑でも生け垣や塀伝いにあたかも忍者のように侵入します。都内では、ブドウ、スイートコーン等の被害が目立ちます。後足で木にぶら下がり果実の下側を食害したり、前足でブドウの袋を破いたり、スイートコーンでは茎を傾けて食害します(左写真参照)。

3. アライグマとハクビシンの侵入防止対策(簡易電気柵の設置)

動物は、普段通っている場所に障害物ができると、危険なものかどうかを確認するために鼻先で「探査行動」を行います。電気柵はこの習性を逆手に取り、鼻先が触れやすく、且つ前足をかける絶妙な高さに電気柵線を張ることで、効果的に感電するよう誘導設計されています。

中型獣用の電気柵も販売されており、動物の登る特性を活かし、絶妙な高さ(地上40cm程度)の柵で感電させ、労力を大幅に軽減できる商品もあります。



中型獣対策の電気柵設置の様子

4. 獣害に取り組む姿勢

箱罠などによる捕獲では、未熟・経験の少ない個体は捕獲されますが、経験豊富な個体は罠に入らないため効果が十分ではありません。侵入防止対策と並行することで、初めて被害の減少が可能となります。獣害防止対策では、野生獣は賢い動物であると心得え、正しい知識と最適な対策、組織的な取組が重要となります。

なお、簡易電気柵の設置は、十分な効果をあげるためだけでなく、付近住民の安全確保の面からも説明書に従って丁寧に行ってください。

農地中間管理機構を利用した農地貸借の事例紹介(～水村 好昭さん～)

今回は、農地中間管理機構を利用した農地貸借の事例として、貸し手の若林正樹さんと借り手の水村好昭さんにお話を伺いました。

農地の貸し手(若林正樹さん)

○農地を貸したきっかけについて

水村さんが経営規模拡大の意向があることを地域の農業者の方から聞き、青梅市の農業の発展のために有効的に活用してほしいとの思いで、水村さんに貸す判断をしました。

○農地を貸すことに対する懸念

住宅に近い農地のため、近隣の方に迷惑をかけないように、草刈り等の管理がしっかりでき、地域との調和が図れる人が良いと考えていました。

そういった点でも、水村さんは適任であると感じ、今回の貸借に至りました。



農地を借りた水村好昭さん

農地の借り手(水村好昭さん)

○農地を借りたきっかけ

きっかけとしては、借りていた農地が減少してしまい、経営規模拡大のため代替地を探していたところ、農業委員会から農地中間管理機構を利用した農地貸借制度を紹介してもらい、若林さんとのマッチングにつながりました。

また、借りた農地ではネギやニンジン、サツマイモ等を学校給食へ提供するなど、地域性に特化した作物を作りたいです。

○これまでの営農状況と今後の計画

現在は今寺、木野下地区を中心に水田約50アール、露地野菜約50アールの作付けを行っており、主に学校給食や、農協の直売所に出荷をしています。

今後については、追加で100アールほど農地を借りたい希望があり、引き続き、地域の方に御迷惑をかけないように農作業に取り組んでいきたいです。

○農地中間管理機構による貸借をして思ったこと

手続きを開始してから、農地を借り始めるまでに思っていたより少し時間が掛かった印象です。

また、借りた土地のため、自分の作る農作物に応じて、土づくりから始める必要があり、5年間という期間で借りましたが、それでは短いと感じました。

しかし、急な返還を求められることがなく、農地中間管理機構による貸借の場合は、5年間という期間がしっかりと保証されているので、その点は計画が立てやすくとても良いと感じました。

農地中間管理機構による貸借について

水村さんに限らず、現在青梅市農業委員会には、多くの担い手の方から、農地を借りたいとの御相談があります。今回紹介した「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づいた農地の貸借では、農地法第3条の規定による貸借とは異なり、自動更新されず、期間満了とともに利用権は解消されるため、農地が返却されないといった心配もありません。

また、貸借期間満了後は、両者の合意により利用権設定を更新し、継続して貸借することも可能です。農地中間管理事業を利用する場合、東京都指定の農地中間管理機構との貸借となるため、耕作者との直接

のやりとりが不要で、煩わしい手続き等も不要なので、農地を貸したい御意向のある方は青梅市農業委員会までお気軽にお問い合わせください。

地域計画の策定について

○人・農地プランから地域計画へ

これまで全国各地で人・農地プランが実行されてきましたが、更なる高齢化や人口減少により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地の集約化等の取り組みが更に進められるよう、国が方針を改めました。具体的には下記のとおりです。

- ①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定める。
- ②それを実現するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進め、農業委員会は目標地図を作成する。

これらを規定した法律改正が行われ、令和5年4月1日に施行されました。法改正を受けて、青梅市においても、これまで人・農地プランの実質化を図った区域を含めた数か所の区域を設定し、地域計画を策定していきます。

○青梅市の今後の取り組み

現在、人・農地プランの実質化を図った地区をモデル地区として地域計画の策定に取り組んでいます。今後も随時、各地区にて取り組んでまいります。その際、市農林水産課から農地所有者の皆様に対して、今後の営農に対するアンケート調査を実施いたしますので、アンケートがお手元に届いた際は御解答の程よろしく願いいたします。

野焼きの際はご注意ください！

個人でのゴミの焼却は原則禁止されています。しかし、土壌改良や病害虫の防除など、農業を営む上でやむを得ず行う場合は、例外的に認められています。野焼きを行う際は、下記の点に注意し、火災の危険を伴う行為は絶対に行わないでください。

- ・ 消防署に野焼きをする日付と場所を事前に連絡する。(揚煙行為等の届け出)
- ・ 風向きや気候、洗濯物が干されていない時間帯を選ぶなど、周辺地域の方の生活環境に支障がないよう配慮する。
- ・ 農業残さのみを焼却し、家庭ごみは焼却しない。
- ・ 焼却前は十分に乾燥させ、完全な消火まではその場を離れず、最後まで処理をする。
- ・ 危険を感じた場合はすぐに消防署に通報する。



6次産業化支援事業補助金

市では、農林業者を中心として構成された団体が実施する6次産業化にかかる事業に要する経費を補助し、農林業経営の6次産業化の推進および農林業者と異業種との新たな連携を促し、地域産業の活性化と農林産物の販売拡大等を図っています。本補助金の活用について検討されている方は、市農林水産課まで御相談ください。

1 6次産業化の定義

6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を一体的に行うことにより、農林産物の価値を高め、またはその加工もしくは販売の過程において、新たな価値を生み出すことを目指す取組です。

2 補助対象団体

市内の農林業者を中心として構成された団体。

3 補助対象事業

市内の農林業者の6次産業化を支援し、推進するために行われる事業。

4 補助対象経費

- (1) 新たな加工品の研究・開発にかかる経費
- (2) 加工品の商品化または販路拡大を行うための経費
- (3) その他特に必要と認められる経費

5 補助金の交付額

補助対象経費の2分の1以内の額を市予算の範囲内で交付



6次産業化の取組で企画・販売された「ごろうと野菜のポークカレー」

委員会活動日誌

○各種委員会開催状況

(令和5年8月～令和6年1月)

◆農業委員会総会

第6回	8月25日	第7回	9月25日
第8回	10月25日	第9回	11月27日
第10回	12月25日	第11回	1月24日

◆農業委員会専門部会等

土地部会、農政部会	8月25日
土地部会	10月16日
農政部会	1月24日

◆催事等

内田農業振興会受賞祝賀会	12月28日
各地区農産物共進会	11月5、18、19、23日

◆市内会議等

担い手育成総合支援協議会	8月10日
青梅市農業振興対策審議会	8月23日
青梅市都市計画審議会	10月25日

○委員会開催結果 (令和5年8月～令和6年1月)

◎令和5年度

開催日	議案件数	会長専決 処理件数
第6回(8月25日)	13件	16件
第7回(9月25日)	13件	24件
第8回(10月25日)	17件	15件
第9回(11月27日)	12件	23件
第10回(12月25日)	12件	17件
第11回(1月24日)	10件	145件

農業者年金に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人は加入できます!

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 農業に60日以上従事
- ③ 国民年金第1号被保険者



保険料は?月2万円～6万7千円のあいだで設定できます。
 節税効果! 保険料が全額社会保険料控除の対象になります。
 いつでも脱退可能! 1か月でも積み立てた保険料は受給OK。
 申込みは? 青梅市農業委員会または農協へ